

仙台東部道路の仙台港インターチェンジの早期建設を求める件

平成13年8月1日に、仙台東部道路の亘理インターチェンジ（IC）から岩沼ICまでの区間と仙台東ICから仙台港北ICまでの2区間が開通し、これにより仙台東部道路が全線開通しました。

特に、仙台東ICから仙台港北ICの区間が開通したことは、平成13年4月1日に東北で初めて、そして全国で22番目の特定重要港湾に昇格し、東北全域の国際海上輸送の拠点である仙台塩釜港にとっては、今後発展していく上で大変意義のあることです。

さて、現在、仙台市と宮城県は共同で「仙台港背後地土地区画整理事業」を進めておりますが、当該地区は仙台都市圏の物流拠点・工業生産拠点としての役割のみならず、宮城県はもとより東北地方の国際貿易・交流拠点として、今後一層の発展が期待されており、仙台東ICから仙台港北ICの間に仙台港ICの整備をすることは、仙台港背後地の整備を図っていく上で重要な課題であります。また、仙台港ICに必要な用地は、土地区画整理事業により既に確保され、平成15年度には工事可能となるよう家屋の移転促進を図っているところであります。

よって、国会及び政府におかれては、特定重要港湾である仙台塩釜港のより一層の発展と仙台港背後地の整備促進のため、仙台港ICを早期に設置されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志